

こども家庭局東部療育センター業務に係る 会計年度任用職員（作業療法士）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

- ・東部療育センターでのリハビリ業務、同施設内の児童発達支援センターを含む地域の関係機関への支援業務

3. 応募資格

- ・作業療法士の資格のある者
- ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

任用の日から令和7年3月31日まで

※雇用事由が消滅した場合、任用期間が変更となる可能性があります。

※勤務実績が良好な場合など、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。（4回まで最長5年）

5. 勤務条件等

(1) 基本給

例) 月額：258,496円

※7時間45分/日、週5日勤務の場合。

地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。

(2) 諸手当等

期末手当（6月以上の任期がある場合）、通勤手当等

※一定の要件を満たす場合に支給します。

(3) 勤務時間・日数

8:45～17:30（休憩60分） ※勤務時間、日数については応相談

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇・特別休暇（6月以上の任期がある場合）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市こども家庭局東部療育センター

(7) 福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等
※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）
 - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

神戸市東部療育センター

〒658-0015

神戸市東灘区本山南町8丁目3番4号

電話（078）451-7550

※平日9:00～17:00時まで受付（12:00～13:00を除く）

8. 申込方法

① 提出書類

履歴書（様式は問いません。）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

② 申込方法

上記「問い合わせ・書類提出先」に募集中であるか事前確認のうえ、郵送にて履歴書を提出してください。

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。